

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本シングルマザー支援協会と称する。

(主たる事業所)

第2条 当法人は、主たる事業所を神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2丁目12番地10に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、女性の自立支援及びコミュニティの発展を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 女性の自立を目的としたコーチング及びコンサルタント事業
- (2) 女性の自立の為にイベント、セミナー、ワークショップ、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣事業
- (3) 女性の自立の為に人材教育並びに各種研修の企画、調査、運営及びそれらの受託
- (4) 女性の自立の為に役立つ技術習得を目的としたスクール事業の運営並びにそれに関連する各種資格検定の企画、開発及び認定証の発行事業
- (5) 有料職業紹介事業
- (6) 労働者派遣事業
- (7) 前各号に附帯する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事業所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるためには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保証人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至るときは、社員総会の決議によって該当社員を除名することが出来る。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて代表理事が招集し開催する。

(招集)

第10条 社員は、代表理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第11条 代表理事は、社員総会の開催日の7日前までに、社員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

(決議)

第12条 社員総会は、次の事項を過半数をもって決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任

- (3) 役員報酬の額又はその基準
- (4) 各事業年度の決算報告及び計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(議事録)

第 13 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 4 章 役員

(員数)

第 14 条 当法人に理事 1 名以上を設置する。

(任期)

第 15 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(理事の職務権限)

第 16 条 代表理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

第 17 条 代表理事は自己の職務の執行状況を社員総会に報告しなければならない。

第 5 章 計算

(事業年度)

第 18 条 当法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から、翌年 8 月 31 日までの年 1 期とする。

第 6 章 附則

(委任)

第 19 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 20 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

施行 平成 25 年 7 月 3 日

改正 令和 4 年 1 月 24 日